

令和5年子供に関する定点調査実施要綱

決定 令和4年12月21日 4子子事第237号
改正 令和5年1月12日 4子子事第266号
改正 令和5年4月3日 5子企字第10号

第1 調査の目的

東京都内に居住する子供の实態や意識の変化について、継続的に把握し、東京都における子供政策の充実に資することを目的とする。

第2 調査内容

「令和5年子供に関する定点調査検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、検討会議委員の意見を踏まえ、調査票を設計し、具体的な調査方法等を決めた上で、調査を実施する。

- (1) 調査対象 都内に在住する子供及び保護者
- (2) 調査期間 令和5年5月実施予定
- (3) 調査事項 別に定める調査票に記載するところによる。

第3 検討会議

別表に定める子供に精通した学識経験者等（外部委員）及び子供政策連携室職員（内部委員）により構成する。

- 2 必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 3 委員は、委員会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 4 検討会議後、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第1号から第9号までに掲げられている情報を除くほか、議事の進行に支障のない範囲で、議事概要等を公開する。
- 5 検討会議の庶務は、子供政策連携室企画調整部プロジェクト推進課において処理する。

第4 結果の公表

調査の結果は、集計完了後、公表するものとする。

第5 調査票等の管理

子供政策連携室企画調整部プロジェクト推進担当課長（以下「課長」という。）は、調査票及び関係書類を適正に管理するため必要な措置を行うものとする。

- 2 課長は、調査票を1年間、結果原表又は結果原表を収録した電子データを10年間保存するものとする。
- 3 課長は、保存期間が経過した調査票等を廃棄する場合は、秘密が漏れない方法で処理するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

この要綱は、令和5年1月12日から施行する。

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

(別表)

令和5年子供に関する定点調査検討会議 委員一覧

株式会社日本総合研究所 調査部 上席主任研究員	池本 美香	外部委員
奈良女子大学生生活環境学部教授	伊藤 美奈子	
公益財団法人東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター長	西田 淳志	
明治学院大学名誉教授	松原 康雄	
東洋大学名誉教授	森田 明美	
特定非営利活動法人キッズドア理事長	渡辺 由美子	
子供政策連携室 プロジェクト推進担当部長	小平 房代	内部委員
子供政策連携室 企画調整部 企画調整課長	石賀 裕	
子供政策連携室 企画調整部 プロジェクト推進担当課長	田谷 拡之	

(外部委員は五十音順・敬称略)